

# 合併推進協議会だより



第8号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011  
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>



## 合併推進協議会の状況

七月八日（火）第十三回阿蘇中部4町村合併推進協議会が、波野村体育館で開催されました。

会議は、河崎敦夫会長挨拶に続いて、協議会顧問の岩下直昭阿蘇地域振興局長の挨拶があり、引き続き河崎会長を議長として議事の審議に移りました。

今回の審議事項については、七議案が審議され、次回審議事項として四議案が提案されました。

また、報告事項として、①電算システム構築委託事業の業者選定について②阿蘇町区長会からの要望事項についての二件が報告されました。

会議の提案審議経過並びに次回提案事項は次のとおりです。

第13回協議会 7月8日(火)

場所

波野村/体育館

協議事項

○小委員会報告

松永委員長から、概要について各町村意見を出し合い、次回以降に検討、調整案としてまとめていくことを報告しました。



小委員会の模様

○協議第三十七号 条例・規則等の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第三十八号 慣行の取扱い(市章)について

原案どおり承認されました。

○協議第三十九号 防災関係事業の取扱いについて

防災無線については、極力、現在の機器の有効活用をして欲しいとの意見が出されました。

阿蘇町の委員から交通災害共済制度について、行政が行うのではなく他の団体等に任せられた方がよいのではないかといった意見が出され、事務量や団体の性格等をもう少し調べた上で次回再協議することとされました。

産山村の委員から、防災無線の現行施設が耐用年数を過ぎており、住民に迷惑をかけていることから、合併までの間に改修をしたいとの意見が出され、財政上の手当てが出来るものについて、更新を否定する趣旨ではないことを事務局から報告しました。

○協議第四十号 公共的団体等の取扱いについて

一部修正を加え、案のおお承認されました。

○協議第四十一号 障害者福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十二号 高齢者福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十三号 上・下水道事業の取扱いについて

一の宮町の委員から、一の宮町の財産区水道についても検討してほしいといった意見や、下水道使用料について、もう少し専門部会で検討してほしいという意見が出されました。

阿蘇町の委員から、阿蘇町の簡易水道は現在企業会計で行っているため、水道会計については簡易水道も含めて企業会計で統一して欲しいという意見や、水道使用料については各町村ばらつきがあるため、現行のとおりで事業が成り立つのか、専門部会で再度検討して欲しいという意見が出されました。

波野村の委員からは、水道使用料については合併までに調整をつけたことの希望が出されました。これらの意見を踏まえ、部会に戻し検討した上で、再度協議することとしました。

提案事項

①環境対策事業の取扱いについて

阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづ

くりを進めます。そのために、合併時に自然環境保全のための条例を制定することとしています。

②農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業については、次のように提案しています。  
農道・林道や農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐこととしています。

農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整することとしています。

林務関連事業についても、新市において引き続き実施することとしています。

国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとしています。

③商工観光関係事業の取扱いについて

商工観光関係事業については、次のように提案しています。

工場誘致奨励条例や企業誘致事業については、合併までに調整し新市においても新たに制度を設けるものとしています。

融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとしています。

商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら

ら統合に努めます。

観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

#### ④法定協議会への移行時期について

阿蘇中部4町村合併推進協議会は、これまで十三回の協議を重ねてきましたが、実質的に法定協議会と同じ協議をしております。

法定協議会に移行了した場合、合併特例交付金等財政面でのメリットもあり、今回法定協議会への移行時期について提案をしています。

以上、次回協議予定の四項目について事務局から事前説明を行いました。八月十二日の協議会において具体的協議が行われる予定です。

### 報告事項

#### ○新電算システム構築委託業者の選定審査結果について

これまで、各町村職員二十四名で構成する選定委員会において、審査を行ってきた新市における新電算システム構築委託業者について、株式会社RKKコンピュータサービスに決定したことを報告しました。

具体的つめの中で、経費の節減にさらに取り組んでいくこと、実際の契約については、予算が必要であることから、議会の承認をいただきたいうえで行うことについてあわせて確認しました。

### その他

#### ○阿蘇町区長会からの要望書の件について

六月十三日に、阿蘇町の区長会から、河崎会長あてに要望書が出されたことを報告しました。

この件について、阿蘇町の松永委員から「十六日付けで阿蘇町区長会から会長・副会長・役員十二名の連名で、合併後の議員の在任特例や報酬について二億円程度の経費がかかり、合併の趣旨である経費削減に合わず、再協議をして欲しいとの要望書が議会に對しても出されている」ことが報告され、「全員協議会を開催したが、趣旨は全くそのとおりであり、議会議員は住民の代弁者であり民意を尊重するのは当然。これについて真摯に受け止めた。町議会としては、在任特例について再検討の必要がある」と判断した。在任特例を採用することにより経費が増大することも事実。各町村委員・議員も真摯に受け止め、住民が納得できうる説明責任を果たさなければならぬと考える。どうか議員自らの問題であることを十分ご理解のうえ検討いただき、本協議会の議案として協議をしてほしい」との意見がございました。

これに對して、産山村の井委員から「財政事情が厳しいことは理解している。そのため、類似の市（山鹿市、水俣市等）にあわせれば報酬が

高くなるので調整するように言ってきた（結果として4町村の中での調整になった）。

しかし、産山や波野のような小さな自治体では、合併に對する不安が大きい。阿蘇町、一の宮町に埋没してしまうのではないかと心配が住民にあるのも事実。在任特例二年で小さな自治体の意見を反映させてもらいたい。村内でも住民説明会で十分説明をする。小さな自治体のことも考慮していただき、周辺部が心配せずに合併に臨めるようお願いしたい。ぜひ協議会では取り上げず、阿蘇町は産山、波野の意見を伝えていただいて町民に理解を求めてもらいたい」との意見が出されました。

また、協議会顧問である岩下地域振興局長から、中立的立場として「合併の主眼は、行政改革にあることは当然であり、国・地方の財政は危機的な状況にある。その意味では、区長会からの御要望はごもつともであると認識しているが、そもそも合併成就あつてのことながら。ただ、在任特例の適用については、行政改革の視点のみでは割り切れない重要性を持つている。

当協議会は、法定協同様、民間学識経験者を委員に加え、地域の総意が反映される体制のもと、具体的協議事項については各町村に持ち帰り、町村単位で検討した上で協議会の場

でひとつひとつ合意が形成されてきたものと理解している。

「在任特例」適用が承認されたのは、①議員定数が合併後から一気に大幅に減少することになれば、周辺部地域の住民の民意が十分に反映されないことになるのではないかと②不安③新市の施行に向けて廃置分合の議決を行った関係町村の議員が、廃置分合の意思を固める基礎となつた新市の建設計画や合併協議事項について、新市における予算編成、さらには、決算等の結果を踏まえて、二年目の当初予算を編成するとともに、設置選挙で選ばれた首長とともに合併後に調整することとされている項目の具体化や新たな組織体制を押し進め、合併後の円滑なスタートを確実なものとした後に、選挙を行うことが期待されたこと等を背景にしている。

特に中部4町村の場合は、その地理的な特性上、中心地域と周辺地域との均衡ある発展に配慮が必要で、在任特例とした意義は大きいと考えている」といった意見が出されました。

この件については結論が出ず、それぞれ意見を各町村に持ち帰り審議することで合意しました。

なお、協議会議事録については、準備が出来次第ホームページで掲載させていただきます。

今回の協議において

確認された事項

協議第三十七号 条例・規則等の取扱いについて

(1) 条例・規則等の取扱いについては、以下の「条例・規則等の整備方針」により調整するものとする。

「条例・規則等の整備方針」

新市発足時には、4町村の条例・規則等はすべてその効力を失うことになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる必要がある。したがって、条例・規則等の制定にあたっては、合併推進協議会等で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

① 合併と同時に新市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。

制定手続きによる分類

・ 条例：制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第一七九条第一項）

・ 規則、要綱、その他：制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第一五条第一項）

② 合併後、逐次制定し、施行させ

る必要があるもの。  
・ 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。  
（議案提出権が長にない条例、各行政委員の規則等）

・ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。

③ 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

・ 新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則として引き続き施行させる必要がある場合。（地方自治法施行令第三条）

(2) 公文書の整理・保存については、合併までにその方法を調整する。文書管理システムについては、電算システムの協議結果に基づき再度検討する。旧町村の文書管理については、その保存方法、期間等を合併までに調整する。公文書等の收受発送（対外）については、合併までに窓口の一本化を図る。

(3) 公告の方法については、合併時に制度を統一するものとし、公報については合併後に調整し、公告場所については旧町村の掲示板に掲示する。

協議第三十八号 慣行の取扱い（市章）について

市章については、公募により合

併日の六ヶ月前までに制定する。  
協議第四十号 公共的団体の取扱いについて

公共的団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

① 新市との一体性を保つため、合併時に統合したほうが良い団体については、合併時に統合できるように調整に努めるものとする。

② 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言等をもとに、統合について協議していくものとする。

③ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

④ 各町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。  
協議第四十一号 障害者福祉事業の取扱いについて

(1) デイサービス事業については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。

(2) ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、施設入所措置、更正訓練費の支給、補装具の交付、日常生活用具の給付、医療費助成、障害者福祉手当等、国又は県等の定める制度に基づいて実施している事業については、そのまま新市に引き継ぐ。

(3) 地域療育事業については、新市においては、支援費制度で対応する。

(4) 福祉年金の支給については、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。

(5) 障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。  
協議第四十二号 高齢者福祉事業の取扱いについて

(1) 在宅介護支援センター事業、老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) ホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、外出支援、生きがい対策、介護用品支給及び寝たきり老人等介護者手当支給事業等については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。

(3) 高齢者住宅整備補助事業、緊急通報体制整備事業については、そのまま新市に引き継ぐ。

(4) 地域ケア会議については、新市において新たに設置する。

(5) 高齢者コミュニティセンターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、使用規程等については新市において調整する。

(6) 地域住民グループ支援事業については、合併後は阿蘇町の例により実施する。

平成十五年七月八日確認

# 阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第13回協議会までに提案、承認された事項



6月11日～7月8日

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市の名称	○	○
	4	新市の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い	○	
合併特例に規定されている協議事項	6	新市建設計画（ビジョン）	○	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	
	9	地方税の取扱い	○	
	10	一般職員の身分の取扱い	○	○
その他必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱	○	○
	13	事務機構及び組織の取扱い	○	○
	14	一部事務組合等の取扱い	○	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○	○
	16	公共的団体等の取扱い	○	○
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い	○	○
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い	○	○
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い	○	○
	25	国際交流事業の取扱い	○	○
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○	○
	28	防災関係事業の取扱い	○	
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い	○	○
	33	高齢者福祉事業の取扱い	○	○
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保育事業の取扱い	○	
	36	その他の福祉事業の取扱い	○	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	○	○
	38	環境対策事業の取扱い	○	
	39	農林水産関係事業の取扱い	○	
	40	商工観光関係事業の取扱い	○	
	41	建設関係事業の取扱い	○	○
	42	上・下水道事業の取扱い	○	
	43	学校教育関係の取扱い	○	○
	44	社会教育関係の取扱い	○	○
	45	その他の事業の取扱い		

6月13日 徴収担当者会議（合併推進協議会事務局）	6月12日 第二回国土調査担当者会（合併推進協議会事務局）	6月12日 第二回厚生部会（合併推進協議会事務局）	6月12日 第十五回幹事会（合併推進協議会事務局）	6月11日 第十八回電算分科会プレゼンテーション	6月16日 第二回選挙部門担当者会（合併推進協議会事務局）	6月16日 第一回広報担当者分科会（合併推進協議会事務局）	6月16日 電算分科会三日間デモンストラーション（阿蘇町農村環境改善センター）	6月17日 第一回財産担当者分科会（合併推進協議会事務局）	6月19日 第一回生活環境担当者会（合併推進協議会事務局）	6月19日 第一回病院・診療所担当者会（合併推進協議会事務局）	6月20日 第一回国民年金担当者会（合併推進協議会事務局）	6月20日 第一回老人保健担当者会（合併推進協議会事務局）	6月20日 第一回介護保険担当者会（合併推進協議会事務局）	6月20日 第一回福祉事業担当者会（合併推進協議会事務局）	6月20日 第一回法定外公共物等担当者会（合併推進協議会事務局）	6月23日 第十六回幹事会（合併推進協議会事務局）	6月27日 第二回電算分科会（合併推進協議会事務局）	6月30日 第十七回幹事会（合併推進協議会事務局）	6月30日 第二回電算業者選定委員会（一の宮町役場）	7月1日 第五回財政分科会（合併推進協議会事務局）	7月2日 第三回小委員会（合併推進協議会事務局）	7月3日 第十四回町村長会（合併推進協議会事務局）	7月3日 第六回給与担当者会（合併推進協議会事務局）	7月3日 第二回軽自動車税担当者会（合併推進協議会事務局）	7月3日 第一回固定資産税賦課部門担当者会（合併推進協議会事務局）	7月4日 第二回広報担当者会（合併推進協議会事務局）	7月4日 市勢要覧担当者会（合併推進協議会事務局）	7月8日 第十三回合併推進協議会（波野村体育館）
------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------

## 次回協議会の開催日

第十四回合併推進協議会は、八月十二日(火)午後二時から、一の宮町就業改善センターで行います。

※協議会の開催日及び開催時間は毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。が、第十四回は都合により午後二時から開催します。

なお九月以降の協議会開催予定は基本的には次のような計画を持っておりませんが、会場等については、今後の合併だより、または町村役場、合併事務局等にご確認ください。

合併推進協議会事務局  
☎35・4011

回数	開催予定日	場所
第14回	15年8月12日	一の宮町
第15回	15年9月	阿蘇町
第16回	15年10月	産山村
第17回	15年11月	波野村
第18回	15年12月	一の宮町
第19回	15年1月	阿蘇町

## 協議会は傍聴できます

合併推進協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがあります。傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただく場合があります。

## 協議会の会議資料は

## 閲覧することができます

協議会の会議録や会議資料は、合併推進協議会事務局で閲覧することが出来ます。また、会議録については、ホームページでもご覧になれます。詳しくは事務局にお尋ねください。



## ホームページで情報を公開しています

15年4月より阿蘇中部4町村合併推進協議会のホームページを開設しております。

協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

## 編集後記

七月二十二日現在、いまだ梅雨もあけず雨の多い日が続いています。農作物は日照不足の状態、収穫減が心配される状況であります。

残念ながら今年の梅雨も、多くの犠牲者を出してしまいました。防災対策も進んできましたが、どうしても自然災害には予測できないものがあるようです。異常な豪雨も強風も、自然現象であり防ぎようのないことのように思えますが、実は人間の環境破壊に起因していることも沢山あります。

行政の災害に対する防災対策事業や避難施設等の対策も必要なことですが、自然を破壊する開発行為や、ゴミの不法投棄、ゴミ焼却等による不法処理も環境を破壊し、異常気象等の起因となることを考えなければなりません。

推進している合併事業も、過去の合併を振り返りながら、今後どのような自治体制が、住民にとって負担なく生活的にも良い環境となれるか等考えていかなければならないと思っております。

この合併だよりが皆様のところに届くころには、梅雨明けの暑い夏になっている頃でしょう。